



府食第713号

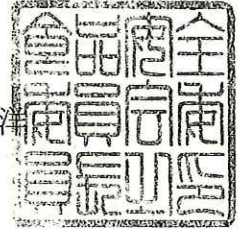
平成27年9月8日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成27年8月31日付け厚生労働省発食安0831第2号により貴省から当
委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品健康影響評価結果に基づいて行われる行政対応
を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法（平成15年
法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員
会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価
を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定
められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第
1 食品の部 A 食品一般の成分規格の6に、新たな試験法として「プロチ
ゾラム試験法」を追加すること。